

---

## 日露戦後の農村振興と農民教化

—内務官僚が描いた「模範村民」像をめぐって—

東北大学教育学部 不破 和彦

—

地方改良事業は、既に、明治三〇年代の日露戦争前後から着手さ

---

れてはいたが、これを内務省が地方行政の基本的な思想ならびに施策としてとりいれ、定着させ、省務として実際に励行しはじめたのは第二次桂内閣の平田東助内相といわれている。

平田内相は明治四一年一〇月の詔書発直後に開かれた地方長官会議（明治四一・一〇・一四）で「町村自治の振興」を力説している。

地方団体ハ國家ノ基礎ニシテ自治制ハ國法ノ大本ナリ……  
抑々地方自治行政ノ整理ト発達如何トハ直ニ一國ノ盛衰消  
長ニ至大ノ關係ヲ有ス此故ニ其整理ヲ要スヘキモノハ期間  
ヲ指定シテ嚴ニ之カ勵行ヲ促シ其施設經營ヲ要スヘキモノ  
ニ就テハ汎ク他ノ範ト為スヘキモノヲ紹介シテ之カ提擧ニ  
努メ財務ノ整理事業ノ經營兩ツナカラ監督指導其宜シキヲ  
制スルコトヲ期スヘシ……………（『内務省史』第四卷）

ここでは、国運の伸暢の基礎は地方自治の発達如何にあることを強調し、町村事務、町村財政をはじめ「其外経済殖産上のことも訓育風化のことも或は勤儉貯蓄の奨励のことも」あらゆる地方行政財政領域にわたって、適確かつ能率的な事務処理の体制を鞏固にし、健全なる発達をなしとげることが国家の最大要務にして地方改良の第一義であることを指摘している。そして、この町村自治の官僚制的育成強化を行政施策として遂行し、課題達成を図るには、町村長の積極的な自奮と役場吏員への厳しい督励はもちろんのこと、町村住民に上から意図的な教化・指導活動をおこない、「国民の智徳を養ひ其の性情を益々向上せしめ」て彼らの自発的な協調性をひきだ

し、また、「一面に於ては産業の発達を促がし国力の充実を図る」ことが必須であると強調している。

地方改良運動は、以後、大正期にかけて積極的に展開され、内務省史上に一時期を画することになるが、この政策的意図は平田内相の発言からも明らかなように、日露「戦後経営」を下からにない「町村」の建設にむけられていた。つまり、軍備拡張をはじめ戦後経営の負荷に耐えることのできる町村財政の基盤強化をはかり、さらに、政策遂行にないし自発的に協力する「町村民」からなる「模範町村」を創出することにあつたといえよう。では、内務官僚は「模範町村」建設の担い手としていかなる「町村民」像を描いていたのだろうか。

(一)

「模範町村民」の具体像を考えるにあたって、当時、内務官僚がとらえていた「自治の本義」を内務次官一木喜徳郎にみてみよう。一木は第一回地方改良事業講習会で「自治ノ本義」と題して講演をおこなっている。そのなかで、「自治という事が国に対して独立して、各自や若くは各団体の仕事を行うという意味であって、国に対する独立ということが、即ち自治の本義であるかの如くに思う」「庶民の権利を保障すると同じ意味で、自治体の権利を、憲法の上に保障したような時代もあった」が、今日から見ると、決して正しい考えとは思わぬと批判し、「自治の本義」とは、一つに「地方団体が地方団体自身の事務を行うに就いて、己れの機関でそれを行って

行く、国家の世話にはならぬという意味、二つには、「自治の行政」というものは、国家の行政である。国家に対して稍や独立ある地位を有って居る所の人（<sup>監督</sup>督職）が、国家の行政を行う事」で、これら二つの考え方は帰する所一つであると述べている。（内務省地方局編「第一回地方改良事業講演集上」）

こうした指摘からも明らかなように、一木は自治をなによりも行政それも国家の行政として把握しており、従って、国民に対し「皆んなが共々に国家の進運を扶翼して行かなければならぬ。又、国事に対して親切に考えるところという精神がどうしても無くてはならない。多数が共同一致して同一目的の為に働くこと」の必要性をただ強調するにすぎなかった。一木の自治観は内務官僚には、共通したそれであったといえよう。

内務官僚が意図した「自治ノ精神」を具えた「模範町村民」の育成とは、「公共心」「奉公心」「協同心」をはじめ「自助心」「自営心」「向上心」「公德心」を町村民に体得させることであった。それは権利意識または日露「戦後経営」が惹起させた体制的諸矛盾を自覚的に認識し、個としての自己主張をとむわぬ「まさしく「戊申詔書」の精神を体得した「国民」をつくりだすことであったといえよう。

三

ところで、こうした「模範町村民」の養成は地方改良運動のもう一つの課題を達成するためにも重要視されていたのである。それは

は「今若し基本財産をだに造成せば市町村の経営も課税に依るの要なく、其収入を以て優に之を弁じ得べし。されば、市町村制の制定せられし、当初の本旨も市町村の歳出は先づ其財産より生ずる収入を以て之に充つるを原則となせり」とする所謂不要公課町村の理念が膨大しつつある明治国家の財政要求に耐えることのできる町村財政を確立しなければならぬとこう政策的な課題のなかで、現実的な要請として高まりをみせていたことである。この期にさかんに奨励された「基本財産の造成」「産業の振興」「勤儉貯蓄の励行」などは「不要公課町村」の実現という課題に直接こたえるためのものであった。しかし、「基本財産の造成」「産業の振興」それに「勤儉貯蓄の奨励」などはいずれも町村民の生活に政策的な改編と収奪・破壊をくわえるかたちで強引にすゝめられようとしていたことから、その過程において町村民から強い抵抗を受けることは十分に予想された。

このためにも、「不要公課町村」の確立をまさに国家発展の基盤であると認識させ——改良行政が自から誘発しかねない村民、寄生地主（とくに不在）からの反撥・抵抗さらには地主・小作関係の対立・緊張化を「国家課題」という至上命題のもとにすべてを溶解させ、——施策の遂行に町村民の諸階層が自発的に一致協力していく体制を構築するためにも、「模範町村民」の養成は「町村自治」の振興にとって欠かすことのできない課題であったのである。

以上のことから地方改良運動の「模範村」の一つとされた福島県立子山村（現福島市）にみてゆきたい。